

第4期吹田市障がい者計画 吹田市障がい者支援プラン (第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)

吹田市の障がい者をとりまく現状

1 障がい者手帳の所持者数(手帳別・精神通院医療利用者・人口総数に対する比率)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
人口総数 a	376,944人	378,781人	381,238人	382,336人	384,302人
手帳所持者総数 b=b1+b2+b3	18,622人	18,731人	19,125人	19,307人	19,667人
身体障がい者手帳 b1	12,360人	12,292人	12,184人	12,043人	12,015人
療育手帳 b2	3,080人	3,175人	3,273人	3,372人	3,499人
精神障がい者保健福祉手帳 b3	3,182人	3,292人	3,668人	3,892人	4,153人
精神通院医療利用者	6,919人	6,615人	6,996人	7,547人	8,150人
手帳所持者の比率 c=b/a	4.90%	4.90%	5.00%	5.05%	5.12%

- 各障がい者手帳の所持者数の合計は、令和6年度(2024年度)末時点で19,667人で、市の人口総数の5.12%
- 5年前に比べると5.6%増加
- 身体障がい者手帳の所持者数は減少傾向、療育手帳の所持者数は微増、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向

2 身体障がい者手帳の所持者数(主な障がいの部位別)

区分	総 数	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	肢体不自由	音声・言語・そしゃく機能障がい	内部障がい
令和2年度(2020年度)	12,360人	760人	871人	6,855人	145人	3,729人
令和3年度(2021年度)	12,292人	760人	865人	6,763人	145人	3,759人
令和4年度(2022年度)	12,184人	753人	874人	6,691人	130人	3,736人
令和5年度(2023年度)	15,576人	984人	1,113人	8,478人	180人	4,821人
令和6年度(2024年度)	12,015人	768人	845人	6,429人	131人	3,842人

- 令和6年度(2024年度)末時点で12,015人で、5年前に比べると約0.97倍で減少傾向
- 部位別では、肢体不自由、内部障がいの順に多い
- 年齢別では65歳以上が多い

3 知的障がい者・療育手帳の所持者数(判定別)

	総 数	A(重度)	B1(中度)	B2(軽度)
令和2年度(2020年度)	3,080人	1,419人	558人	1,103人
令和3年度(2021年度)	3,175人	1,442人	572人	1,161人
令和4年度(2022年度)	3,273人	1,464人	596人	1,213人
令和5年度(2023年度)	3,372人	1,479人	606人	1,287人
令和6年度(2024年度)	3,499人	1,512人	638人	1,349人

- 令和6年度(2024年度)末時点で3,499人で、5年前に比べると約1.13倍の増加
- 判定別ではA(重度)が43.2%で最も多い。A(重度)、B1(中度)、B2(軽度)ともに増加傾向にある
- 年齢別では18～64歳が多い

4 身体障がい者手帳・療育手帳の重複所持者数(判定別)

区分	総数	A(重度)	B1(中度)	B2(軽度)
令和2年度(2020年度)	622人	518人	48人	56人
令和3年度(2021年度)	628人	523人	47人	58人
令和4年度(2022年度)	620人	524人	41人	55人
令和5年度(2023年度)	631人	449人	130人	52人
令和6年度(2024年度)	630人	448人	131人	51人

●近年は横ばい傾向

5 精神障がい者保健福祉手帳の所持者数(等級別)・通院医療費公費負担受給者数

	精神障がい者保健福祉手帳所持者数				通院医療費公費 負担受給者数
	総 数	1級	2級	3級	
令和2年度(2020年度)	3,182人	259人	1,757人	1,166人	6,919人
令和3年度(2021年度)	3,292人	276人	1,771人	1,245人	6,615人
令和4年度(2022年度)	3,668人	272人	1,926人	1,470人	6,996人
令和5年度(2023年度)	3,892人	276人	2,025人	1,591人	7,547人
令和6年度(2024年度)	4,153人	253人	2,147人	1,753人	8,150人

- 令和6年度(2022年度)末時点で4,153人で、5年前に比べると約1.3倍の増加
- 等級別では2級が51.6%で最も多い。2級と3級は増加傾向にある
- 通院医療費公費負担受給者数も増加傾向

6 難病患者等給付金対象者

	総 数	指定難病り患者	特定疾患り患者
令和2年度(2020年度)	998人	996人	2人
令和3年度(2021年度)	984人	982人	2人
令和4年度(2022年度)	1,045人	1,044人	1人
令和5年度(2023年度)	1,064人	1,063人	1人
令和6年度(2024年度)	1,065人	1,065人	0人

- 難病患者等給付金の対象は指定難病患者と特定疾病り患者であり、その受給者総数は令和6年度(2024年度)末時点で1,065人で、5年前に比べると約1.07倍の増加

7 障がい者支援区分認定者数(主たる障がい等別・区分別)

	総 数	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
平成30年度(2018年度)	2,130人	568人	1,013人	539人	10人	15人	318人	454人	435人	363人	545人
令和元年度(2019年度)	2,178人	560人	1,061人	548人	9人	19人	311人	473人	451人	364人	560人
令和2年度(2020年度)	2,247人	557人	1,093人	584人	13人	21人	301人	493人	465人	383人	584人
令和3年度(2021年度)	2,313人	543人	1,117人	642人	11人	23人	304人	503人	476人	391人	616人
令和4年度(2022年度)	2,379人	558人	1,112人	695人	14人	18人	317人	505人	504人	405人	630人

- 障がい者支援区分認定を受けた人は増加傾向
- 認定区分別では区分6(介護・支援を必要とする状態が重い)が最も多い
- 支給決定者数は障がい者が4,051人、障がい児が2,642人(令和7年7月末時点)

8 吹田市内障がい福祉サービス事業所等

	訪問系	日中活動系	短期入所サービス	居住系	相談支援	合計
令和2年度(2020年度)	104	67	9	29	33	242
令和3年度(2021年度)	117	75	9	30	34	265
令和4年度(2022年度)	122	74	10	32	32	270
令和5年度(2023年度)	123	78	10	33	34	278
令和6年度(2024年度)	121	77	10	35	36	279

各年度3月1日時点(事業所指定番号毎)

- 事業所数は微増傾向。相談支援は横ばい

基本理念：住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち 吹田（第4期障がい者計画で設定）

吹田市総合計画

第4次総合計画（基本計画改訂版は2024－2028）

位置づけ：大綱3 福祉・健康

政策2 障がい者の暮らしを支えるまちづくり

吹田市障がい者計画

療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障がい者施策の基本的な考え方等を定める計画

第4期吹田市障がい者計画

計画期間：平成28年度（2016年度）～令和8年度（2026年度）

根拠法：障害者基本法第11条第3項

施策の展開：

- (1) 日々の暮らしの基盤づくり
- (2) 社会参画へ向けた自立の基盤づくり
- (3) 住みよい環境の基盤づくり

吹田市障がい者支援プラン

吹田市障がい福祉計画

障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画

吹田市障がい児福祉計画

障がい児福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画

第7期吹田市障がい福祉計画（障がい者支援プラン）

計画期間：

令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）

根拠法：障害者総合支援法第88条第1項

成果目標：

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 相談支援体制の充実・強化等
- (6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

基本理念 住み慣れた地域で安心して、育ち、学ぶ、働き、暮らせるまち 吹田

基本的方向性

- 当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進
- 障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用
- ライフステージを通じて、切れ目がない、谷間のない支援体制の構築

第7期障がい福祉計画(2024–2026)

1 成果目標

2026年度の目標値を示し、目標を達成するための取組と、そのための活動指標を設定しています

- (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3)地域生活支援の充実
- (4)福祉施設から一般就労への移行等
- (5)相談支援体制の充実・強化等
- (6)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

2 障がい福祉サービス等の見込み量及びその確保策

障がい福祉サービスの今後3年間の見込み量を算出し、それを確保するために必要な方策を掲げています

- (1)障がい福祉サービス及び相談支援サービス
- (2)地域生活支援事業

3 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組

2つのサービスを円滑に提供するために進めていく取組です

- (1)障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進
- (2)障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- (3)障がい者に対する虐待の防止
- (4)事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実
- (5)障がい福祉人材の確保、定着及び養成

第3期障がい児計画(2024–2026)

(1)日々の暮らしの基盤づくり(I 暮らす・つながる)

- 1)生活支援
- 2)保健・医療
- 3)情報アクセシビリティ
- 4)行政サービス等の配慮

(2)社会参画へ向けた自立の基盤づくり(II 育つ / III 学ぶ / IV働く)

- 1)療育
- 2)教育
- 3)文化芸術・スポーツ等
- 4)雇用・就業

(3)住みよい環境の基盤づくり(V 住む)

- 1)生活環境
- 2)安心・安全

1 成果目標 (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

2026年度の目標

項目	目標値
地域移行者数	11人
施設入所者減少数	3人

活動指標(2026年度のみ)

なし

目標を達成するための取組

- 施設入所や入院中の障がい者について、現在の状況や意向の把握に努めます。
- 地域移行支援及び地域定着支援のサービスについて入所施設や医療機関へ周知し、サービスの利用促進を図ります。
- 地域移行するに当たり適切なサービスにつなぐことができる人材を育成するため、専門性を高める研修等を実施します。
- 地域移行後の住まいとしてグループホームの整備促進に取り組みます。
- 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して適切な支援ができる人材を育成するため、必要な研修について受講を促進します。

1 成果目標 (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

2026年度の目標

項目	目標値
精神病床における1年以上長期入院患者数	232人(▲27人)

活動指標(2026年度のみ)

項目	活動指標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回/年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	60人/年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回/年
精神障がい者の地域移行支援事業利用者数	3人/月
精神障がい者の地域定着支援事業利用者数	1人/月
精神障がい者の共同生活援助(グループホーム)利用者	98人/月
精神障がい者の自立生活援助利用者数	1人/月
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)利用者数	168人/月

目標を達成するための取組

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム専門部会において、研修やグループワークを実施し、以下の取組の強化や各支援機関のスキルアップを図ります。
 - ・入院中から地域移行に向けて関わる支援
 - ・長期入院患者の退院意欲喚起に関する取組や精神科病院と地域の事例検討など
 - ・地域で暮らす精神障がい者を支える地域づくり
 - ・地域住民への正しい知識普及、医療連携体制の構築に関する取組、災害時のメンタルヘルスに関する取組など
- 精神障がい者が安心して地域で生活するためのグループホームなどの充実を図ります。
- 精神障がい者に対する市民への理解促進に取り組みます。

1 成果目標 (3)地域生活支援の充実

2026年度の目標

項目	目標値
地域生活支援拠点等	
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	—
支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討の回数	1回/年
強度行動障がいを有する者の支援体制	
強度行動障がいを有する者に関する支援ニーズの把握と支援体制の整備	—

目標を達成するための取組

- 多機能型の地域生活支援拠点施設である「くらしの支援センターみんなのき」と市内障がい福祉サービス事業所との連携による、地域生活支援拠点の面的整備を進めます。
- 「①相談」機能の強化及び「⑤地域の体制づくり」の機能の強化に向けて、計画相談支援事業所等と連携し、障がい者相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図ります。
- 「②緊急時の受入れ・対応」の機能の強化に向けて、基幹相談支援センターや障がい者の支援機関と連携を図り、体制整備します。
- 「③体験の機会・場」の提供機能を担うグループホーム等の整備を促進します。
- 「④専門的人材の確保・養成」の機能の強化に向けて、人材確保に係る事業を継続します。
- 高齢化・重度化した障がい者が安心して暮らせる場として、日中サービス支援型グループホームの設置動向を注視します。
- 強度行動障がいを有する障がい者の支援ニーズと支援にあたる事業所の実態を把握したうえで、支援体制の整備に取り組みます。
- 強度行動障がいを有する障がい者に関し、大阪府強度行動障がい地域連携モデル（令和4年3月）を参考とし、地域の関係機関が連携した支援体制を研究のうえ整備を進めます。

●地域生活支援拠点等に求められる5つの機能

- ①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成
⑤地域の体制づくり

1 成果目標 (4)福祉施設から一般就労への移行等

2026年度の目標

項目	目標値
福祉施設から一般就労への移行等	
就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数	134人 (+30)
就労移行支援事業	108人 (+26)
就労移行継続支援A型事業	17人 (+4)
就労移行継続支援B型事業	3人 (+1)
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	6割以上 (+2.2割)
就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率	
就労定着支援事業の利用者数	137人 (+40)
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	25%
就労移行継続支援B型事業所における工賃の平均額	17,219円 (+1,960)

活動指標(2026年度のみ)

なし

目標を達成するための取組

- 障がい者活躍推進計画に沿って、市の障がい者雇用の促進に取り組みます。
- 障がい者雇用に対する企業の理解促進を図ります。
- 就労移行支援事業所及び障がい者就業・生活支援センターその他関係機関で構成するネットワーク会議の活動により、一般就労を希望する障がい者の特性に応じた支援が提供できるよう支援力の向上を図ります。
- 障がい者の工賃向上のため、授産製品の販売の機会を拡充し、売り上げの向上を図ります。
- 市による障がい者優先調達の推進を図り、授産製品や役務について機会の確保に取り組みます。

1 成果目標 (5)相談支援体制の充実・強化等

2026年度の目標

項目	目標値
基幹相談支援センター	
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う	—
地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する	—
地域自立支援協議会	
個別事例等の検討を通じた地域サービス基盤の連携強化を図るとともに、地域課題の解決のために必要な協議会の体制を確保する	—
活動指標(2026年度のみ)	
項目	活動指標
セルフプラン率	29%
相談支援専門員	110人
基幹相談支援センターの設置	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	
専門的な指導・助言件数	25件/年
相談支援事業所の人材育成の支援件数	25件/年
相談機関との連携強化の取組の実施回数	25回/年
個別事例の支援内容の検証の実施回数	6回/年
主任相談支援専門員の配置数	1人/年
協議会における個別事例等の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善	
地域会議の実施回数	10回/年
地域会議における参加事業所・機関数	100社/年
協議会の専門部会の設置数	2部会
専門部会の実施回数	3回/年
ピアサポートの取組 協議会での協議回数	1回/年

目標を達成するための取組

- 障がい者相談支援センターの市民周知を図り、地域の身近な相談窓口として相談者に最適な支援が行えるよう、機能強化に取り組みます。
- セルフプランの実状を把握し、障がい者に対して適切なケアマネジメントが行われるよう、計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保など体制整備の取組を継続します。
- 計画相談支援事業所や障がい者相談支援センターなどに専門性の高い研修を実施し、相談員等のスキルアップに取り組みます。
- 基幹相談支援センターや各相談支援機関等に人材養成のキーパーソンとなる主任相談支援専門員を計画的に配置し、相談体制の強化に取り組みます。
- 地域自立支援協議会の地域会議等における個別事例等の検討を通じ、課題を抽出し、社会資源の現状分析や評価等から改善策を検討します。また、情報共有や相互連携に取り組みます。
- 地域自立支援協議会の全体会議において障がい者等への支援体制等に関する課題について協議し、包括的なネットワーク体制の充実を図ります。
- 重層的支援体制整備事業の進捗に合わせ、複合的な課題に対応できるよう他機関との連携強化を図ります。
- 大阪府発達障がい者支援センターと連携して、発達障がい者に対して、最適なサービスの提供ができるよう、相談支援体制の強化を図ります。
- 障がいのある人が自らの経験等を生かし、同じ障がいのある人の相談相手となり、社会参加や地域での交流等を支援する「ピアサポート」の取組を進めます。

1 成果目標 (6)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

2026年度の目標値

項目	目標値
不正受給の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取組、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等を実施する。	—

目標を達成するための取組

- 障がい福祉サービス等の給付費に係る過誤請求(エラー)の多い項目については、事業者に対する集団指導等で注意喚起を行います。
- 不正請求等の未然防止等の観点から、報酬の審査体制の強化に取り組みます。
- 福祉指導監査室が行う実地指導の結果について、障がい福祉室及びすこやか親子室と情報共有し、報酬の審査体制の強化に向け引き続き取り組みます。
- 大阪府が設置する「指定指導に関する調整会議」に出席し、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議するとともに、様々な機会をとらえて、府内市町村等と情報共有し、指導監査を適正に行います。
- 基幹相談支援センター等職員については、大阪府等が実施する研修の受講などにより、総合的かつ専門的な相談支援の技術向上に努めます。また、各事業者においても、職員の支援技術の向上に取り組めるよう、大阪府等が実施する研修の受講を促すなど、連携して人材育成に取り組みます。

活動指標(2026年度のみ)

項目	活動指標
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修 その他の研修への市町村職員の参加人数	15人/年
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有・1回/年
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	有・2回/年

2 障がい福祉サービス等の見込み量及びその確保策

(1) 障がい福祉サービス及び相談支援サービス ア 訪問系サービス

見込量(2026年度のみ)

項目		見込量
居宅介護	利用者数	1,346人/月
	量の見込み	24,575時間/月
重度訪問介護	利用者数	30人/月
	量の見込み	6,453時間/月
同行援護	利用者数	118人/月
	量の見込み	2,278時間/月
行動援護	利用者数	367人/月
	量の見込み	9,288時間/月
重度障がい者等包括支援	利用者数	2人/月
	量の見込み	480時間/月
訪問系サービス計	利用者数	1,863人/月
	量の見込み	43,074時間/月

見込量確保の方策

○重度障がい者に対しては、必要に応じた複数派遣の支給決定など、手厚い体制で支援が行えるよう取り組みます。

2 障がい福祉サービス等の見込み量及びその確保策

(1) 障がい福祉サービス及び相談支援サービス イ 日中活動系サービス

見込量(2026年度のみ)

項目		見込量
生活介護	利用者数	1,206人/月
	量の見込み	21,538人日/月
療養介護	利用者数	45人/月
	量の見込み	—
自立訓練(機能訓練)	利用者数	11人/月
	量の見込み	152人日/月
自立訓練(生活訓練)	利用者数	210人/月
	量の見込み	2,518人日/月
就労選択支援	利用者数	61人/月
	量の見込み	—
就労移行支援	利用者数	448人/月
	量の見込み	4,807人日/月
就労継続支援(A型)	利用者数	405人/月
	量の見込み	6,422人日/月
就労継続支援(B型)	利用者数	733人/月
	量の見込み	10,149人日/月
就労定着支援	利用者数	220人/月
	量の見込み	—

見込量確保の方策

- 障がい者の社会参加を促進するため、希望するサービスや障がい特性に合った支援体制の確保に取り組みます。
- 医療的ケアや強度行動障がいへの対応が必要な重度障がい者の日中活動の場の整備促進に取り組みます。
- 医療的ケアの必要な重度障がい者、強度行動障がい及び高次脳機能障がいのある人の地域生活が実現できるよう、サービスの確保策及び支援体制の強化に向け検討を進めます。

2 障がい福祉サービス等の見込み量及びその確保策

(1)障がい福祉サービス及び相談支援サービス ウ 短期入所サービス(ショートステイ)

見込量(2026年度のみ)

項目	見込量
短期入所(ショートステイ) 利用者数	461人/月
量の見込み	2,030人日/月

見込量確保の方策

- 医療的ケアが必要な重度障がい者への支援の不足を解消するため、市有地利活用の可能性も含め、サービスの確保に向け取り組みます。
- 緊急時の対応力向上のため、市内の短期入所施設における緊急受入れ体制の強化に向けて検討を進めます。
- 親元からの自立に向けたステップとして、1人暮らしやグループホーム等で生活するための練習ができるよう、体験利用を促進します。
- 医療的ケアの必要な重度障がい者、強度行動障がい及び高次脳機能障がいのある人の地域生活が実現できるよう、サービスの確保策及び支援体制の強化に向け検討を進めます。

2 障がい福祉サービス等の見込み量及びその確保策

(1) 障がい福祉サービス及び相談支援サービス 工 居住系サービス

見込量(2026年度のみ)

項目	見込量
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 575人/月
施設入所支援	利用者数 162人/月
自立生活援助	利用者数 1人/月

見込量確保の方策

- 今後3年間のグループホームの新規利用ニーズを見込み、必要数が整備されるよう促進策に取り組みます。
- 民間の活力のみでは充実が見込めない医療的ケアの必要な障がい者等を対象としたグループホームについては、市有地利活用も含めた促進策を検討します。
- 医療的ケアの必要な障がい者、強度行動障がい及び高次脳機能障がいのある人の地域生活が実現できるよう、サービスの確保策及び支援体制の強化に向け検討を進めます。

2 障がい福祉サービス等の見込み量及びその確保策

(1)障がい福祉サービス及び相談支援サービス オ 相談支援

見込量(2026年度のみ)

項目	見込量
計画相談支援	利用者数 1,963人/月
地域移行支援	利用者数 11人/月
地域定着支援	利用者数 6人/月

見込量確保の方策

- 障がい者に対して適切なケアマネジメントが行われるよう、新規に相談支援専門員を配置した事業所に対する補助金支給や事業所連絡会などを通して助言等を実施する等、計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保など体制整備の取組を継続します。
- 相談者の意向や置かれている状況を勘案し適切なサービスにつなぐことができる人材を育成するため、相談支援員に対して専門性を高める研修等を実施します。
- 施設入所や入院中の障がい者について、現在の状況や意向の把握に努めます。
- 地域移行支援及び地域定着支援のサービスについて入所施設や医療機関へ周知し、サービスの利用促進を図ります。

2 障がい福祉サービス等の見込み量及びその確保策

(2)地域生活支援事業 ア 理解促進研修・啓発事業、自発的支援事業

見込量(2026年度のみ)

項目	見込量
理解促進研修・啓発事業	有
自発的活動支援事業	有

見込量確保の方策

- 障がい者の社会参加を図るため、イベント等の機会を活用し啓発活動を推進します。
- 障がい者等が自発的に行う活動を支援することで、障がいや障がい者に対する理解促進に取り組みます。

2 障がい福祉サービス等の見込み量及びその確保策

(2)地域生活支援事業 イ 障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業

見込量(2026年度のみ)

項目	見込量
障がい者相談支援事業	
実施箇所数 (障がい者相談支援センター箇所数)	6か所
基幹相談支援センターの設置の有無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業の実施	有
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)の実施	有

見込量確保の方策

- 障がい者相談支援センターの市民周知を図り、地域の身近な相談窓口として相談者に最適な支援が行えるよう、機能強化に取り組みます。
- 居住支援について、吹田市居住支援協議会との連携など既存の取組を充実し、住宅入居等支援事業(居住サポート事業)に関する対応を進めます。

2 障がい福祉サービス等の見込み量及びその確保策

(2)地域生活支援事業 ウ 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

見込量(2026年度のみ)

項目	見込量
成年後見制度利用支援事業の利用者数	49人/年
成年後見制度法人後見支援事業の実施	有

見込量確保の方策

- 後見人等の高齢化も見据え、成年後見制度法人後見支援事業の実施に向け、事業の検討を進めます。
- 成年後見制度の周知・啓発と、法人後見支援事業を実施するため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関と連携して重層的に取り組みます。

2 障がい福祉サービス等の見込み量及びその確保策

(2)地域生活支援事業

工 意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業

見込量(2026年度のみ)

【意思疎通支援事業】

項目	見込量
手話通訳者派遣事業 利用件数	525件/年
利用時間数	778時間/年
要約筆記者派遣事業 利用件数	2件/年
利用時間数	7時間/年
手話通訳者設置事業(障がい福祉室の手話通訳者数)	2人
入院時コミュニケーション支援の利用人数	1人/年

【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修】

項目	見込量
手話通訳者養成研修事業 登録試験合格者数	5人
養成講習修了者数	5人
要約筆記者養成研修事業 登録試験合格者数	3人
養成講習修了者数	3人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業の登録者数	10人
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業の登録者数	1人

【専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣研修】

項目	見込量
手話通訳者派遣事業 利用件数	10件/年
利用時間数	15時間/年
要約筆記者派遣事業 利用件数	0件/年
利用時間数	0時間/年
盲ろう者向け通訳・介助員 派遣事業 利用件数	111件/年
利用時間数	264時間/年
失語症者向け 意思疎通支援者派遣事業 利用件数	0件/年
利用時間数	0時間/年

見込量確保の方策

【意思疎通支援事業/専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業】

- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣体制の確保にあたっては、講習会での人材の養成を進めるほか、ICTの活用など幅広い視点から取り組みます。
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修については、府内の指定都市及び中核市と共同で実施します。
- 入院時コミュニケーション支援について、ホームページ等による制度の周知に努めます。

2 障がい福祉サービス等の見込み量及びその確保策

(2)地域生活支援事業

工 手話奉仕員養成研修事業

見込量(2026年度のみ)

【手話奉仕員養成研修事業】

項目	見込量
手話奉仕員養成研修事業 (手話奉仕員養成講習修了者数)	120人

見込量確保の方策

【手話奉仕員養成研修事業】

- 手話奉仕員の養成研修等を実施し、意思疎通支援の担い手の育成に取り組みます。
- 手話奉仕員養成講座について、希望者が全員受講できるよう講座を充実します。
- 手話への理解・関心が深められるよう低年齢層にも働き掛けを行います。
- ICTを活用した講座や情報提供について研究を進めます。

2 障がい福祉サービス等の見込み量及びその確保策 (2)地域生活支援事業 オ 日常生活用具給付等事業

見込量(2026年度のみ)

項目	見込量
介護・訓練支援用具	37件/年
自立生活支援用具	90件/年
在宅療養等支援用具	72件/年
情報・意思疎通支援用具	290件/年
排せつ管理支援用具	8,020件/年
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	6件/年

見込量確保の方策

○重度障がい者の日常生活の自立や社会参加又は介護者の負担軽減を図るため、
必要に応じて対象用具等の拡充を検討します。

2 障がい福祉サービス等の見込み量及びその確保策

(2)地域生活支援事業 力 移動支援事業

見込量(2026年度のみ)

項目	見込量
移動支援	利用者数 1,181人/年
量の見込み	171,764時間/年

見込量確保の方策

○移動支援事業の充実を図るため、ガイドヘルパーの養成を促進します。

2 障がい福祉サービス等の見込み量及びその確保策

(2)地域生活支援事業 キ 地域活動支援センター機能強化事業

見込量(2026年度のみ)

項目	見込量
地域活動支援センターⅠ型	実施箇所数 3か所
	利用者数 7,856人/年
地域活動支援センターⅡ型	実施箇所数 2か所
	利用者数 384人/年
地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数 3か所
	利用者数 1,705人/年

見込量確保の方策

- 障がい者の地域生活の充実を図るための居場所として、地域活動支援センターの機能強化に取り組みます。また、不足している地域活動支援センターⅠ型の整備に向けての取組についても継続します。
- 利用状況の精査を行い、ニーズが充足されているのか分析を行います。

2 障がい福祉サービス等の見込み量及びその確保策

(2)地域生活支援事業 ク 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業(地域生活支援広域調整会議等事業)

見込量(2026年度のみ)

項目	見込量
地域生活支援広域調整会議等事業 協議会の開催	1回/年

見込量確保の方策

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム専門部会を活用し、精神障がい者に対する地域生活への移行に向けた支援等を行います。

2 障がい福祉サービス等の見込み量及びその確保策

(2)地域生活支援事業 ケ 日常生活支援(訪問入浴サービス、日中一時支援)

見込量(2026年度のみ)

項目	見込量
訪問入浴サービス	885人日/年
日中一時支援	10,346人日/年

見込量確保の方策

- 訪問入浴サービス事業については、障がい者の置かれている状況や希望を勘案し、必要な場合にサービスが提供できるよう、サービスの提供体制を確保します。
- 日中一時支援の充実に取り組みます。

2 障がい福祉サービス等の見込み量及びその確保策

(2)地域生活支援事業 □ 社会参加支援

見込量(2026年度のみ)

項目	見込量
社会参加支援の実施	有

見込量確保の方策

- 障がい者の文化芸術、スポーツ及び読書活動の機会を確保します。
- 障がい者を対象としたイベント等を開催するとともに、障がい者の参加できるイベントについて広く周知を行います。

3 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組

(1)障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進

項目	取組内容
バリアフリーの推進	公共施設の新設等にあたっては、バリアフリー吹田市民会議や障がい者からの意見を参考に整備を進めるなど、バリアフリーの実現を図ります。
庁内における合理的配慮の取組の推進 市内事業所に対する合理的配慮の提供の啓発	合理的配慮の提供が市役所全体の取組として推進できるよう、吹田市合理的配慮庁内推進会議を定期的に開催し、障がいを理由とする差別が行われることがないよう、職員対応要領の周知・徹底を図ります。 また、吹田市内の事業所においても、同様に合理的配慮の提供ができるよう啓発に努めます。
基幹相談支援センターでの個別対応 地域自立支援協議会の専門部会における好事例の共有	地域全体での合理的配慮の提供や障がい者差別の解消に向けた啓発や取組を推進するため、基幹相談支援センターで個別の相談に対応するほか、吹田市地域自立支援協議会の専門部会にて好事例などの共有を図ります。
ユニバーサルデザインを浸透させるための施策の検討	ユニバーサルデザインを浸透させるための施策を検討します。
メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識の理解促進	こころサポーター養成講座を実施して、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識の理解促進を図ります。

3 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組

(2)障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

項目	取組内容
分かりやすく伝わりやすい情報発信 様々な媒体での情報提供	障がい者が適切に情報を得ることができるよう、あらゆる情報発信について、分かりやすく、伝わりやすいものとなるよう、取組を進めます。 また、障がい特性に応じて選択が可能となるよう、様々な媒体での情報提供を行います。
手話や点字、要約筆記等の普及・啓発	障がい特性に応じ、言語(手話を含む)その他さまざまなコミュニケーション手段が存在するとの認識に立ち、手話や点字、要約筆記等の普及・啓発に努めます。
ICT機器等を利活用した意思疎通支援の実施	遠隔地や緊急時等に対応するため、ICT機器等を利活用した意思疎通支援を行います。
サービス利用における意思決定支援	サービス利用に際し、障がい特性に応じた方法により必要な情報を提供するなど、障がい者本人自ら意思決定できるよう支援に取り組みます。
手話言語条例推進方針の策定	手話の普及や理解促進、また、障がい者の情報取得やコミュニケーション手段の選択利用が容易となるよう、「手話言語条例」の推進方針を策定します。
手話や意思疎通支援に係る施策推進のため、 障がい当事者参加による会議体の設置	手話や意思疎通支援に係る施策を推進するため、障がいの当事者参加による会議体を設置します。

3 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組

(3)障がい者に対する虐待の防止

項目	取組内容
相談支援専門員や事業所の従業者に対する研修の実施	虐待が疑われる場合の速やかな通報を徹底するため、相談支援専門員、サービス管理責任者等の事業所の従業者に対し虐待防止の意識を高める研修を実施します。
虐待事案の未然防止及び早期発見のための取組の促進	障がい福祉サービス事業者、保健・医療・福祉・雇用の関係者等との虐待防止ネットワークを活用し、虐待の発生要因や取組に係る分析・検証を行うなど、虐待事案の未然防止及び早期発見のための取組を促進します。
虐待防止委員会の設置 虐待防止担当者の配置等の徹底	障がい福祉サービス事業所での虐待防止委員会の設置、従事者への研修の実施、虐待防止の担当者の配置を徹底します。
虐待防止センターにおける相談・通報への対応 被虐待者の保護及び自立支援	虐待防止センターにおいて、土日祝日等の閉庁時間を含めて相談や通報に対応します。 また、虐待発生時の一時保護のため、短期入所施設との円滑な連携体制を確保し、虐待を受けた障がい者等の保護及び自立支援に取り組みます。

3 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組

(4)事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実

項目	取組内容
リスクマネジメントに関する注意喚起	障がい福祉サービス事業所等において、災害等のリスクを洗い出し、あらかじめ対応策を定めておくなどのリスクマネジメントが行われるよう、集団指導等の機会を捉え、注意喚起を行います。
防災イベントの参画や地域との連携 防犯対策及び感染症対策	発災時に備え、事業所に対し、防災イベントの参画や地域との連携に取り組むよう、機会を捉えて周知を行います。また、防犯対策や感染症の対応などにも取り組みます。
障がい特性や同性介護等への配慮に対応できるよう、事業所職員への研修などを実施	障がい者一人ひとりの障がい特性や同性介護等への配慮に対応できるよう、事業所職員への研修などを実施します。

3 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組

(5) 障がい福祉人材の確保、定着及び養成

項目	取組内容
事業者の意見を踏まえ採用活動に対する有効な取組を検討	福祉サービスに従事する人材の不足が喫緊の課題であることから、事業者の意見を聞きながら採用活動に対する有効な取組を検討します。 また、これまで実施してきたハローワークと共に就職面接会に取り組みます。
国・大阪府との連携及び大学連携による障がい福祉分野の魅力発信	障がい福祉分野の魅力発信について、国及び大阪府と連携して取り組みます。 また、大学連携の取組を実施し、若者が障がい福祉分野に触れる機会づくりを行います。
研修費補助制度の活用促進	事業所の従業者に対する各種研修の受講支援のため、研修費補助制度の活用を促進します。
ICTやロボット導入モデル事業の活用促進 人材定着に向けた取組の推進	障がい福祉サービス事業所の事務負担の軽減や業務の効率化に向け、国と連携しICTやロボット導入のモデル事業の活用を促進し、人材定着に向けた取組を進めます。

基本理念 住み慣れた地域で安心して、育ち、学ぶ、働き、暮らせるまち 吹田

基本的方向性

- 当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進
- 障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用
- ライフステージを通じて、切れ目がない、谷間のない支援体制の構築

第7期障がい福祉計画(2024–2026)

第3期障がい児計画(2024–2026)

◆ 障がい児支援体制の確保に関する基本的な考え方

- (1)地域支援体制の構築
- (2)保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- (3)地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
- (4)特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- (5)障がい児相談支援の提供体制の確保

1 成果目標

2026年度の目標値を示し、目標を達成するための取組を掲げています

- (1)障がい児支援の提供体制の整備等
- (2)相談支援体制の充実・強化
- (3)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
(障がい福祉計画1(6)再掲)

2 障がい児支援の利用見込みとその確保策

障がい児支援の今後3年間の見込み量を算出し、それを確保するために必要な方策を掲げています

- (1)障がい児通所支援等
- (2)地域生活支援事業
- (3)子ども・子育て支援等

(1)日々の暮らしの基盤づくり(I 暮らす・つながる)

- 1)生活支援
- 2)保健・医療
- 3)情報アクセシビリティ
- 4)行政サービス等の配慮

(2)社会参画へ向けた自立の基盤づくり(II 育つ / III 学ぶ / IV働く)

- 1)療育
- 2)教育
- 3)文化芸術・スポーツ等
- 4)雇用・就業

(3)住みよい環境の基盤づくり(V 住む)

- 1)生活環境
- 2)安心・安全

1 成果目標 (1)障がい児支援の提供体制の整備等

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

2026年度の目標

項目	目標値
児童発達支援センターの設置	設置済 福祉型 1か所 医療型 2か所
保育所等訪問支援を実施する事業所数	6か所(+2)
障がい児支援の地域社会への参加・包容のための関係機関の協議の場の設置	設置済

目標を達成するための取組

- 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能の強化
- 地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーションの実施
- 地域のインクルージョン推進の中核としての保育所等訪問支援
- 地域の発達支援に関する入口としての相談対応
- 地域のインクルージョン推進における関係機関の協議の場の設置

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

2026年度の目標

項目	目標値
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	3か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	6か所

目標を達成するための取組

- 重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の整備にあたっては、利用実績や支援ニーズを見極めながら次世代育成支援対策施設整備交付金等を活用した施設整備補助事業により、事業者募集を引き続き検討します。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

2026年度の目標

項目	目標値
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済
医療的ケア児等コーディネーターの配置数	福祉関係 1名(+1) 医療関係 1名
協議の場の開催数	3回/年

目標を達成するための取組

- 吹田市域療育等関係機関連絡会の医療的ケア児部会において、地域の医療的ケア児の課題の整理や地域資源の把握を行い、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関と情報共有を図ります。
- 医療的ケア児等コーディネーターは、新生児の退院後の在宅生活を見据え、医療機関やこども発達支援センター、すこやか親子室等の関係機関と連携し、居宅介護や訪問看護等について、医療的ケア児の発達段階に応じた支援を推進します。また、医療的ケア児相談窓口において、相談対応を行い、個々のケースに応じて必要な支援につないでいきます。
- 医療的ケア児部会において、令和5年度に実施した医療的ケア児の保護者に対する実態調査結果の分析を行い、医療的ケア児に係る課題を明らかにし、その解消に向けた取組を検討します。

1 成果目標 (2)発達障がい者等に対する支援

見込量(2026年度のみ)

項目	見込量
セルフプラン率(自動)	30%以下
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム受講者数	73人/年
ペアレントトレーニング実施者数	10人/年
ペアレントプログラム実施者数	26人/年

見込量確保の方策

- 大阪府発達障がい者支援センターと連携しながら、相談体制の強化を図り、最適なサービスにつなぎます。
- ペアレントトレーニング及びペアレントプログラムの実施により、保護者が子供の特性を理解し、具体的な対応方法等について学ぶ機会を提供します。
- こども発達支援センターの、卒園児や在園児の保護者を対象とした交流会の開催や、本人同士等が集う場の提供に努めます。また、大阪府が実施しているペアレントメンター事業を活用し、子育てに関する経験談の紹介や、情報提供の機会を通して、家族支援を行うとともに、ペアレントメンターの役割の周知を図ります。
- セルフプランの実状を把握し、障がい者に対して適切なケアマネジメントが行われるよう、計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保など体制整備の取組を継続します。

2026年度の目標値

項目	目標値
障がい福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行います	—
不正請求等の未然防止や発見のため、監査を担う福祉指導監査室と審査事務を担う障がい福祉室及びすこやか親子室との連携体制を強化します	—
府内の指定権限を有する市町村等と、指導監査における課題や対応策について協議するとともに、適宜、情報を共有します	

目標を達成するための取組 ※障がい福祉計画1(6)再掲

- 障がい福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目については、事業者に対する集団指導等で注意喚起を行います。
- 不正請求等の未然防止等の観点から、報酬の審査体制の強化に取り組みます。
- 福祉指導監査室が行う実地指導の結果について、障がい福祉室及びすこやか親子室と情報共有し、報酬の審査体制の強化に向け引き続き取り組みます。
- 大阪府が設置する「指定指導に関する調整会議」に出席し、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議するとともに、様々な機会をとらえて、府内市町村等と情報共有し、指導監査を適正に行います。
- 基幹相談支援センター等職員については、大阪府等が実施する研修の受講などにより、総合的かつ専門的な相談支援の技術向上に努めます。また、各事業者においても、職員の支援技術の向上に取り組めるよう、大阪府等が実施する研修の受講を促すなど、連携して人材育成に取り組みます。

活動指標(2026年度のみ) ※障がい福祉計画1(6)再掲

項目	活動指標
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修 その他の研修への市町村職員の参加人数	15人/年
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有・1回/年
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	有・2回/年

2 障がい児支援の利用見込みとその確保策（1）障がい児通所支援等

見込量(2026年度のみ)

項目		見込量
児童発達支援	利用児童数	973人/月
	利用日数総数	11,116人日/月
放課後等デイサービス	利用児童数	2,003人/月
	利用日数総数	25,359人日/月
保育所等訪問支援	利用児童数	101人
	訪問回数	152回
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数	4人
	訪問回数	20回
障がい児相談支援	利用児童数	714人

見込量確保の方策

- 児童本人やその家族が、障がい児支援事業について適切に情報を得ることができるように、あらゆる情報を分かりやすく、伝わりやすく発信し、事業のさらなる推進を図ります。
- サービスを必要とする児童が療育につながるよう、相談の入り口となることも発達支援センターやすこやか親子室、のびのび子育てプラザ等の各機関の役割の周知を進めるとともに、各機関において専門知識を深め、事業所や医療、福祉教育等の関係機関との連携を図りながら、ライフステージに応じた切れ目のない、支援体制の充実に努めます。
- 市民アンケートにおいても事業所の質向上を望む割合が高かったことも踏まえ、障がい児通所支援サービス事業所に対して、研修の開催、報酬請求の過誤に対する指導、指導監査の適正な実施など支援の質の向上のための取組を推進します。
- 支援ニーズに沿った適切な利用計画を作成し、家族を含めたきめ細かな支援を提供するために、障がい児相談支援を実施する事業者に対し、コーディネーター機能強化に向けた研修や啓発を実施します。
- 医療的ケアを必要とする児童等、障がいの特性に応じたニーズの把握に努めるとともに、次世代育成支援対策施設整備交付金等を活用した施設整備補助事業の周知を進めるなど、引き続き障がい児支援に係る事業所の充実を図ります。

2 障がい児支援の利用見込みとその確保策 (2)地域生活支援事業・障がい児等療育支援事業

見込量(2026年度のみ)

項目	見込量
障がい児等療育支援事業の実施箇所数	1か所

見込量確保の方策

○支援者向け講座の開催や、通所支援事業所の職員に対する実習などの支援を継続するとともに、障がい児通所支援事業所等に対し、訪問によるスーパーバイズ・コンサルテーション等を実施します。

2 障がい児支援の利用見込みとその確保策 (3)子ども・子育て支援等

見込量(2026年度のみ)

項目	見込量
保育所	230人
認定こども園	140人
留守家庭児童育成室	220人

見込量確保の方策

- 保育所等においては、発達支援保育制度及び要配慮保育制度により、発達や健康面等に配慮が必要な児童の受け入れを実施します。私立保育所等には介助員配置に対し、助成金を交付して受け入れ体制の整備を図ります。また、こども発達支援センター等の専門職員による巡回相談等を実施し、保育支援や保護者支援、就学支援を行います。
- 支援が必要な児童の増加に対応できるよう、関係機関と課題の検討を進めていきます。
- 乳幼児から学齢期まで切れ目のない支援体制の整備に向け、支援のあり方を検討します。
- 留守家庭児童育成室においては、特別な配慮を必要とする児童の受け入れに対して、必要に応じて指導員等を加配するとともに、こども発達支援センター等の専門職員による巡回相談などを実施し、保育支援や保護者支援を行います。また、一定の要件を満たす児童については、5、6年生の受け入れを行います。